

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人サンネクスト国際特許事務所 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒140-0002 日本国東京都品川区東品川二丁目3番12号 シー フォートスクエア センタービルディング16階		発送日 (日.月.年) 04.09.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 H001P17058		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2018/022647	国際出願日 (日.月.年) 13.06.2018	優先日 (日.月.年) 29.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06F12/00(2006.01)i, H04L12/70(2013.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社日立製作所			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見
<p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 23.08.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 田名網 忠雄	5 S	6306
電話番号 03-3581-1101 内線 3546			

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-4	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	1-4	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-4	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1：JP 2011-215984 A (三菱電機株式会社) 2011. 10. 27,
段落[0016]-[0090], 図1-23 (ファミリーなし)
- 文献2：JP 2013-46315 A (富士通株式会社) 2013. 03. 04,
段落[0013]-[0067], 図1-10 (ファミリーなし)

請求項1-4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

文献1の上記箇所には、「機器から収集したデータを蓄積するデータベースとデータ属性や格納場所などの構成情報を管理する構成情報データベースから成るデータ蓄積装置において、構成情報の各要素データの変更履歴及び情報確定前の要素データを管理できるようにすることで構成情報の変更に対応可能なデータ蓄積装置」が記載されている。特に、文献1の図1, 8, 11及び明細書の対応箇所には、複数の拠点30のそれぞれに配置された複数のセンサー機器031が出力するデータを蓄積するデータ蓄積装置001が、構成情報の変更時に、改定対象の拠点に対応する版名を改定することが記載されている。更に、文献1の図20及び明細書の対応箇所には、データ蓄積装置001が、センサーデータの検索時に、版名に対応する開始日時及び終了日時を取得し、取得された開始日時から終了日時までの期間に蓄積されたデータを検索することが記載されている。

また、文献2の上記箇所には、HEMS (Home Energy Management System) において、既存センサの転送時間に基づいて、追加センサの影響により、既存センサの通信品質が劣化したか否かを判定することが記載されている。

しかしながら、「前記インターフェース部により受け付けられた構成変更要求と、前記現場システムに係る構成要素の依存関係を示す構成情報とに基づいて、前記構成変更要求で示される構成要素の変更により影響があるセンサを特定し」との限定は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載も示唆もされておらず、出願時の技術常識を考慮しても、当業者といえども容易に想到し得ないものである。